

コンバットフレンズ少年少女野球倶楽部規約

コンバットフレンズ少年少女野球倶楽部規約

第1章 総 則

第1条 本倶楽部はコンバットフレンズ少年少女野球倶楽部（以下倶楽部という）と称し事務所を代表宅に置く。

第2章 目的及び事業

第2条 倶楽部は野球を通して忍耐と規律を体得させ、次代を担う少年少女の健全な育成、体力の向上及び親善向上を目的とする。

第3条 倶楽部は前条の目的を達成するため次の事業を行う。

- (1) 各種少年野球大会の参加
- (2) 野球技術向上のための講習会等の開催
- (3) その他倶楽部の目的達成に必要な事項

第3章 組 織

第4条 倶楽部に登録された小学校に通学する児童と、心身堅固にして他の模範となる野球愛好の役員を以って組織する。

第4章 役 員

第5条 倶楽部には次の役員をおく。

- (1) 代 表 1名
- (2) 監 督 1名
- (3) 顧 問 若干名
- (4) 事務局長 1名
- (5) コーチ 若干名
- (6) 会 計 1名
- (7) 監 査 1名

第6条 役員は総会で選出し、任期は一年とする。但し再任、重任を妨げない。

第7条 倶楽部に顧問を置くことが出来る。顧問は役員会の承認をえて代表が囑託する。

第8条 役員は次の任務を行う。

- (1) 代表は倶楽部を代表し、倶楽部を統括する。
- (2) 役員は倶楽部を組織し、事業の計画の遂行にあたる。
- (3) 会計は倶楽部の会計を担当する。
- (4) 監査は倶楽部の会計の監査を担当する。

第5章 会 議

第9条 総会は倶楽部の最高決議機関であって、登録選手の父母及び役員をもって構成する。
総会は毎年1月に招集し、次の事項を決議する。

- (1) 前年度事業報告及び会計報告
- (2) 今年度事業計画及び予算計画
- (3) 役員を選出
- (4) 規約の変更
- (5) その他必要なる事項

第10条 役員会は第5条の役員をもって構成し、本規約で規定された事項、総会にて決議された事項を審議遂行する。

第11条 総会は構成員の出席によって成立し、議事は出席者の過半数をもって決する。

第12条 総会は代表が招集する。

第13条 議長は役員会においては、代表がこれにあたり、総会においては別途選出する。

第6章 会 計

第14条 倶楽部の経費は、部費その他の収入をもってこれにあてる。

第15条 部費は、総会においてその額を決定する。

第16条 会計年度は毎年1月1日に始まり、12月31日をもって終わる。

第7章 附 則

第17条 本規約の執行上必要なる細則は役員会でこれを定める。

第18条 倶楽部の役員、部員はスポーツ安全協会傷害保険に加入するものとする。

第19条 傷害事故に関しての責任は加入保険内とし、倶楽部は一切の責を負わない。

(昭和54年4月施行)

(平成15年3月改正)

(平成24年1月改正)

(平成25年1月改正)